

都市計画法第34条第11号を要件に許可を受けて建築された自己用住宅の 属人性の取扱いについて

法第34条第11号（旧第8号の3を含む。）を要件に許可を受けて建築された自己用住宅を、当該許可を受けた者以外の者の自己用住宅（専用住宅）として所有又は改築する場合については、属人性を要件とせず、法第42第1項ただし書又は法第43条第1項の規定による許可を要しないものとする。

運用開始日

令和4年4月1日

岡山県土木部都市局建築指導課
岡山市都市整備局住宅・建築部開発指導課
倉敷市建設局都市計画部開発指導課
玉野市建設部都市計画課

都市計画法第34条第11号の属人性の取扱いについて

法第34条第11号を要件に許可を受けて申請者が自己用住宅を新築し、その後第三者が住宅を改築する場合については、特例的に属人性を問わず、法第29条第1項第11号の規定により許可を要しない「都市計画法上の改築」として取り扱うものとする。

ただし、申請者が許可を受けた後に建築物を新築せず、第三者が建築物を新築する場合には属人性を問うものとします。なお、条例廃止となるため法第34条第11号該当での許可はできません。

運用開始日

令和 4年 4月 1日

倉敷市建設局都市計画部開発指導課